

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	保育料の決定通知		
根拠法令及び条項	那覇市保育の利用等に関する条例施行規則第12条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市保育の利用等に関する条例施行規則 別表第1		
審査基準 設定年月日	平成27年4月1日	審査基準 最終変更年月日	平成27年4月1日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(入所月の7日頃) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年4月1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成27年4月1日
所管部署	こどもみらい部こどもみらい課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別表第 1(第 12 条関係)

各月初日の保育児の属する世帯の階層区分			保育料の月額(円)						
			保育標準時間認定			保育短時間認定			
階層区分	定義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A 階層	生活保護世帯等		0	0	0	0	0	0	
B 階層	B1	A 階層を除き、市町村民税の非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
	B2	B1 に該当する世帯以外の世帯	7,200	5,700	5,700	7,000	5,600	5,600	
C 階層	C1A	A 階層を除き、市町村民税の均等割のみの課税世帯	12,700	10,800	10,800	12,400	10,600	10,600	
	C1B	C1A に該当する世帯以外の世帯	13,200	11,300	11,300	12,900	11,100	11,100	
	C2A	A 階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、その所得割の額が 48,600 円未満の世帯	15,100	12,700	11,600	14,800	12,400	11,400	
	C2B	C2A に該当する世帯以外の世帯	15,600	13,200	12,100	15,300	12,900	11,800	
D 階層	D1	A 階層を除き、市町村民税の所得割の課税世帯であって、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600 円以上 56,300 円未満	19,100	16,700	15,300	18,700	16,400	15,000
	D2	56,300 円以上 65,500 円未満	22,900	19,900	19,400	22,500	19,500	19,000	
	D3	65,500 円以上 84,900 円未満	26,400	23,000	21,700	25,900	22,600	21,300	
	D4	84,900 円以上 97,000 円未満	29,400	24,300	22,600	28,900	23,800	22,200	
	D5	97,000 円以上 119,800 円未満	34,300	27,000	23,000	33,700	26,500	22,600	
	D6	119,800 円以上 169,000 円未満	38,200	27,400	23,300	37,500	26,900	22,900	
	D7	169,000 円以	39,600	27,800	23,600	38,900	27,300	23,100	

		上 301,000 円 未満							
	D8	301,000 円以 上 397,000 円 未満	40,800	28,200	23,900	40,100	27,700	23,400	
	D9	397,000 円以 上	53,000	35,800	29,700	52,000	32,800	26,700	

備考

- 1 「保育標準時間認定」とは、法第 20 条第 3 項の保育必要量の認定として、1 月当たり平均 275 時間まで(1 日当たり 11 時間までに限る。)とされたものをいう。
- 2 「保育短時間認定」とは、前項の保育必要量の認定として、1 月当たり平均 200 時間まで(1 日当たり 8 時間までに限る。)とされたものをいう。
- 3 「生活保護世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 2 条の保護を受けている世帯
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付受給世帯及び配偶者支援金受給世帯
 - (3) 児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により保育児の委託を受けている世帯
- 4 「均等割」とは地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 1 号の均等割、「所得割」とは同項第 2 号の所得割(いずれも同法第 328 条の退職手当等に係る所得によるものを除く。)であって、それぞれ保育児が在籍する年度(当該年度中 4 月から 8 月までの間に係る保育料にあつては、その前年度)分のものをいう。ただし、所得割の額を計算する場合において、子ども・子育て支援法施行令(平成 26 年政令第 213 号)第 4 条第 1 項第 2 号の内閣府令で定める規定は、適用しないものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、平成 26 年度の末日から引き続き在籍している保育児に係る保育料については、当該保育児が在籍している間に限り、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。))に係る取扱いについて(平成 23 年 7 月 15 日雇児発 0715 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」の規定により計算された市町村民税の額に基づき決定することができる。
- 6 「3 歳未満児」とは、保育を利用した日の属する年度の 4 月初日の前日において 3 歳に達していない児童をいう。
- 7 「3 歳児」とは、保育を利用した日の属する年度の 4 月初日の前日において 4 歳に達していない児童(前項の児童を除く。)をいう。
- 8 「ひとり親世帯等」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 6 項の配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯並びに保護者からの申請に基づき生活保護法第 2 条の保護を必要とする状態に準ずる程度に困窮していると市長が認めた世帯をいう。
- 9 「在宅障がい者のいる世帯」とは、次に掲げる者を有する世帯をいう。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 1 項の身体障害者手帳の交付を受けた者

- (2) 沖縄県療育手帳制度規程(昭和49年沖縄県告示第462号)第1条の療育手帳(これに準ずるものを含む。)の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第3条第1項の特別児童扶養手当の支給対象児
- (5) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第15条第2号の障害基礎年金の受給者その他市長が適当と認める者

10 B2からD9までの階層区分に該当する世帯については、当該世帯に2人以上の就学前児童が保育所、家庭的保育事業等、幼稚園、認定こども園、学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設の通所部に入所し、又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合におけるこれら児童に係る保育料は、次に定めるところによる。

- (1) 最も年齢が高い児童(同年齢の児童が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) 上表に定める額
- (2) 前号以外の児童のうち、最も年齢が高い児童(同年齢の児童が2人以上いる場合は、そのうちの1人とする。) 上表に定める額に2分の1を乗じて得た額
- (3) 前2号以外の児童 無料